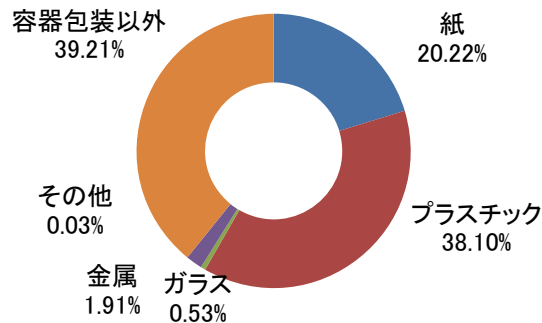


**平成20年4月1日から
「プラスチック製容器包装」の分別収集がスタートします。**

家庭ごみの中の容器包装廃棄物の割合 (平成17年度・容積比:環境省調べ)



かさばりやすいプラスチック製容器包装は、平成17年度では家庭ごみの約4割を占めています。このプラスチック製容器包装を『燃やせるごみ』から『資源』としてリサイクルするため、平成20年4月1日から分別収集をスタートします。

(1) 「プラスチック製容器包装」とは、どんなもの？



飲料・酒・しょうゆ用ペットボトル以外のプラスチックでつくられた容器包装のことです。
対象となるプラスチック製容器は、左のマークが目印です。

レジ袋・ポリ袋
ラップ・フィルム類



スーパー・コンビニでもらうレジ袋、お菓子の袋、ペットボトルのラベル、タバコの外フィルムなど

プラスチック製容器



カップめんのカップ、豆腐やたまごのパックなど

ボトル類



ペットボトルマークが付いていないもの
シャンプーや洗剤などのボトルなど

発泡スチロール類



家電製品などの緩衝材に使われる発泡スチロール、生鮮食品の発泡スチロールトレイ

チューブ類



マヨネーズや歯磨き粉、わさびなどが入っていたもの

その他

果物などが入っているネット、ボトルやチューブなどのキャップ類

(2) 「プラスチック製容器包装」の出し方

ポイントは『きれいにしてから出す』こと

① プラマークを確認



プラマークのある容器包装プラスチックが対象となります。

② 異物を取り除く

金属やガラスなどの異物を混ぜると分けるのが大変だけでなく、機械が壊れ多額の修繕費用がかかり重大な事故につながります。

③ 中をすすいで乾かす



食べ残しや中身が入ったまま出さないでください。良い製品が作れないことがあります。きれいに洗って乾かして出しましょう。

④ 容積を減らす

できるだけつぶして、容積を減らし、『燃やせないごみ・資源ごみ』の袋（透明袋・青字）に入れて集積所に出してください。

(3) 対象とならないもの

- ・プラスチック製品そのもの

プラスチック製品は、『その他プラスチック』として年3回の収集日に粗大金物と同じ集積所に出してください。

プラスチック製品は容器包装ではないため、『プラマーク』の表示がありません。

(4) 出す際の注意点

【出し方】

『燃やせないごみ・資源ごみ』（透明袋・青字）の指定袋を使用します。

【収集場所】

一般の集積所を使用します。

朝8時30分（厳守）までに出してください。

【収集回数】

A・Bブロックごとに毎月2回の収集日で収集を行います。

- ・量のわりに軽いので、風の強い日などは集積所からとばされないように注意してください。
- ・『容器包装プラスチック』かどうか迷った場合は、年3回の『その他プラスチック』の収集日に出してください。
- ・容器包装プラスチックのリサイクルは、『きれいに洗う』ことが条件です。
必ず中身を残さないようにし、水洗いをして出してください。